

身体拘束等適正化のための指針

1 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた正しい知識と意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

①介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

②緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

ア) 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ) 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

ウ) 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要です。

2 身体拘束廃止に向けての基本指針

①身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及び、その他の行動制限を禁止します。

②日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

ア) 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。

イ) 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。

ウ) 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。

エ) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会を中心に検討します。

オ)「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3 身体拘束廃止に向けた体制

①身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

ア) 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握、及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への啓発・指導

イ) 身体拘束廃止委員会の構成員と身体拘束廃止対策担当者の選任

身体拘束廃止対策担当者 : 事務長代理 堀川 大樹

委員会構成員

- ・施設長
- ・介護支援専門員
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・その他必要に応じ委員を指名します。

②身体拘束廃止委員会の開催

身体拘束廃止委員会を定期的に3か月に1回以上開催し次に掲げる事項について検討します。

ア) 身体拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し。

イ) 発生した事故事例の検討や「身体拘束廃止」の状況・手続き・方法について多職種で検討し、適正に行われているかを確認する。また、利用者の身体拘束ゼロを目指して、利用者に対し身体拘束をすることがないように、安全な環境を目指して、施設の整備等を実施する。

ウ) 身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。

エ) 身体拘束廃止に関して職員全体への教育研修の企画・実施。

オ) 施設内での日常的ケアの見直しを実施し、利用者に対して適切なケアが実施されているかを検討する。

4 身体拘束等の適正化のための研修に関する基本方針

介護に携わるすべての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図るために、定期的な職員教育、研修（年2回）、新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修を実施します。

5 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

①介護保険指定基準において、身体拘束禁止の対象となる具体的な行為は以下の行為の通りです。

- ア) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- イ) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ウ) 自分で降りられないように、ベッドをサイドレールで囲む。
- エ) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- オ) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- カ) 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- キ) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ク) 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ケ) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどで体幹や四肢をひも等で縛る。
- コ) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- サ) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

② 本人又は他の利用者の生命、又は身体を保護する為の措置として、やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

ア) カンファレンスの実施

緊急性または切迫性により、やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会担当者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、さらに身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認します。要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の内容、理由、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行います。

イ) 利用者本人や家族に対しての説明

緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない状況、目的、方法、拘束時間、または時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と行っている内容と方向性、本人の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

ウ) 夜間・休日、家族不在時に身体拘束が必要になった場合の同意書について
夜間・休日に「緊急やむを得ず身体拘束が必要」になる等、同意書をいただく
事が困難な場合は、「緊急やむを得ず身体拘束が必要」な状況をカルテに記載し、
緊急的に身体拘束を行い、日中に「緊急やむを得ず身体拘束が必要」な状況を
家族に報告します。

エ) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、緊急やむをえず身体拘束
を行う場合には、その様子・心身の状況・時間・緊急やむを得ない理由を詳細に
記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。
その記録は5年保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるように
します。

オ) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに
身体拘束を解除し、本人、家族に報告します。

6 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、
ホームページ上に公表します。

7 その他身体拘束等適正化の推進のための方針

本指針及び身体拘束等廃止に関するマニュアル類等は、身体拘束廃止委員会において
定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

付則

令和4年4月1日施行

令和6年4月1日改定